【東京都墨田区】（共同ポート設置）

○取組の概要

・令和２年１月～令和６年３月　区がシェアサイクルの活用状況を検証する社会実験を実施

・令和６年４月～　区は事業主体にならず、民間事業者が区管理用地の貸付規則に基づき直接公有地を使用する仕組みに移行

・令和７年９月末現在　ポート数（区管理用地）　１３箇所
　うち、複数の事業者が隣接しているもの　１０箇所

○メリット

・利用者が、目的地の近くに返却ポートがある事業者、移動時間によって割安な事業者、お気に入りの事業者が使用中の場合の代替事業者など、状況に応じて複数の事業者から選択できるようになった。

○工夫している点

・共同ポートにより複数事業者で用地を分け合うため、1社当たりの設置スペースが小さくなる。　⇒区では最低設置台数を２台に設定

・各事業者ポートに別事業者のシェアサイクルが間違って駐車されてしまう。
　⇒悪質な間違いは放置自転車とみなす告知を掲示

・各事業者ポート間のゴミの清掃　⇒軽微なゴミは各事業者で対応するよう指導

【東京都墨田区】（共同ポート設置）

○共同ポート(※）の事例 ※複数事業者のポートが隣接しているもの

【区役所庁舎】

【区道】

【区営自転車駐車場】

【区立公園】